

○山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例

平成 2 9 年 6 月 3 0 日

条例第 1 6 号

山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 3 6 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等（市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。以下同じ。）の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第 3 条 空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。
- (2) 空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。
- (3) 市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。

（民事による解決との関係）

第 4 条 空家等に関し生じる紛争は、当該紛争の当事者間において民事による解決を図ることを妨げない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、空家等の適切な管理及び活用促進等に関

する必要な施策を実施しなければならない。

（空家等の所有者等の責務）

第6条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第7条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するとともに、市がこの条例の目的の達成のために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（空家等対策計画）

第8条 市長は、法第7条第1項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

（協議会）

第9条 法第8条第1項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）は、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織について必要な事項は、規則で定める。

（情報の提供又は助言等）

第10条 第10条 市長は、法第12条の規定により空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助を行うことができる。

（緊急安全措置）

第11条 市長は、特定空家等又は管理不全空家等に倒壊、崩壊その他著しい

危険が切迫し、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る特定空家等又は管理不全空家等（以下「措置対象空家等」という。）の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該措置対象空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該措置対象空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置対象空家等の所在地その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該措置対象空家等の所有者等に請求するものとする。

（関係機関への協力要請）

第12条 市長は、法及びこの条例の施行に関し必要があると認められるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定による提供及び第7条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお利用することができる。

附 則（平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日条例第 4 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 2 9 日条例第 3 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。